

# 公益財団法人高知県体育協会委員会規程

## (総則)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県体育協会（以下「本会」という。）定款第43条の規定に基づいて設置された委員会に関することを定める。

## (名称)

第2条 委員会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 強化・普及委員会
- (3) 表彰委員会
- (4) スポーツ医・科学委員会

## (構成・任務)

第3条 前条に規定する各委員会の構成及び任務は、別表のとおりとする。

2 各委員会は、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずるものとする。

## (委員及び委員会)

第4条 第2条に規定する委員会の構成員候補者は、理事及び学識経験者のうちから理事会が選任し会長が委嘱する。

2 各委員会に委員長1名、副委員長2名以内を置くものとする。

3 各委員会の委員長及び副委員長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

## (任期)

第5条 委員の任期は、選任後2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員会の招集等)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集して、この議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

## (補則)

第7条 委員会は、定款第43条第2項の規定を誠実に順守しなければならない。

附 則 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。